

札幌飛行場における滑走路延長整備等に係る確認事項

札幌飛行場は、令和 12 年度（2030 年度）の供用開始を目標にした滑走路の延長整備に伴い、将来的な増便が見込まれる。防衛省・国土交通省・札幌市は、滑走路の使用の大宗を民航機が占めていくことが想定されることを踏まえ、防衛省が自衛隊機の訓練飛行等を確保するために、延長部分の供用開始までに同飛行場北側の用地を取得していくにあたり、以下の通り確認した。

- 1 防衛省は、別紙地図中斜線で示す用地の取得費用を負担する。用地取得のため、防衛省と札幌市は相互に必要な協力を行う。
- 2 防衛省が外部委託により実施する除雪費用のうち滑走路分は、防衛省・国土交通省の折半とする。なお、この変更は滑走路延長の供用開始年度から実施することとし、防衛省は国土交通省から支出委任を受けて滑走路の除雪を実施する。
- 3 その他、防衛省・国土交通省・札幌市は、今後、協議が必要な事項が生じた場合には、相互に誠意をもって協議に臨むものとし、必要に応じて本確認事項の実施の細部について別途協議して定めるものとする。

令和 8 年 5 月 26 日

防衛省大臣官房施設監 井上 主勇

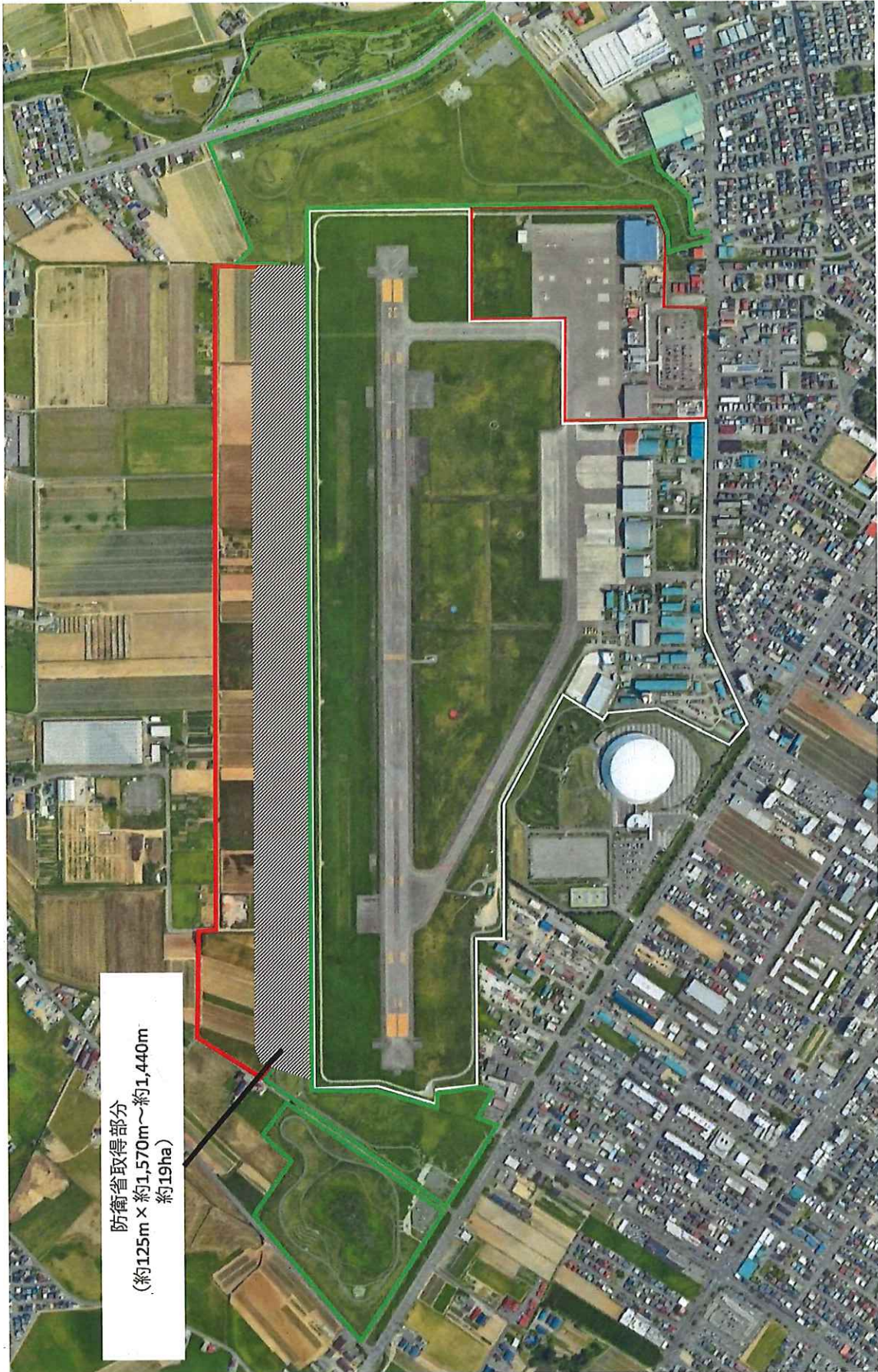
井上 主勇

国土交通省航空局航空ネットワーク部長 田口 芳郎

田口 芳郎

札幌市副市長 天野 周治

天野 周治



防衛省取得部分
(約125m × 約1,570m ~ 約1,440m
約19ha)